十　自己資本規制比率　法第四十六条の六第一項に規定する自己資本規制比率をいう。
十一　適格債　地方債証券、法第二条第一項第三号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに金融機関の発行するものを除く。）、国際機関の発行する債券及び適格格付業者により適格格付が付与されている債券等（政府債を除く。）をいう。ただし、適格格付業者により適格格付以外の格付が付与されているものを除く。
十二　有価証券等　府令第百七十八条第一項第一号に規定する有価証券等をいう。
十三　賃貸用物品　府令第六十八条第七号に掲げる業務の対象となっている物品をいう。
十四　連結財務諸表提出会社　府令第百七十七条第七項第一号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。
十五　オフ・バランス取引　貸借対照表に記載されない資産又は負債に係る取引をいう。
十六　ポジション　有価証券等の持ち高をいう。
十七　オプション　オプション取引の対象となる権利をいう。
十八　適格格付業者　金融庁長官が別に指定する者をいう。
十九　適格格付　適格格付業者が付与した格付であって、金融庁長官が別に定める格付をいう。
二十　適格格付を付与された者　本格付又は予備格付の別を問わず、長期優先債務（これと同視し得る債務を含む。）に適格格付が付与されている者をいい、会社格付又は保険金支払能力格付において適格格付と同等の格付が付与されている場合には、適格格付を付与されたものとみなす。
二十一　時価額　計算を行う日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額をいう。
二十二　オプション取引等　オプション取引及びその関連の原資産（オプションの行使の対象となる資産又は取引をいう。以下同じ。）のポジションをいう。
二十三　ロング・ポジション　買持ちのポジションをいう。
二十四　ショート・ポジション　売持ちのポジションをいう。
二十五　デルタ　原資産価格の微少な変化に対する当該オプション取引等の価格の変化の割合を表す数値をいう。
二十六　ガンマ　原資産価格の微少な変化に対する当該オプション取引等のデルタの変化の割合を表す数値をいう。
二十七　ベガ　原資産価格のボラティリティの微少な変化に対する当該オプション取引等の時価額の変化の割合を表す数値をいう。
二十八　ボラティリティ　オプション取引における原資産価格の予想変動率をいう。
二十九　コール・オプション　オプション取引における原資産を買う権利をいう。
三十　プット・オプション　オプション取引における原資産を売る権利をいう。
三十一　ストライク・プライス　オプション取引においてオプションが行使された場合に成立する取引に係る価格若しくは数値又はこれらと類似のものをいう。
三十二　イン・ザ・マネー　コール・オプション取引においては原資産価格がストライク・プライスを上回っている状態をいい、プット・オプション取引においては原資産価格がストライク・プライスを下回っている状態をいう。
三十三　アウト・オブ・ザ・マネー　コール・オプション取引においては原資産価格がストライク・プライスを下回っている状態をいい、プット・オプション取引においては原資産価格がストライク・プライスを上回っている状態をいう。
三十四　イン・ザ・マネーの額　イン・ザ・マネーにおけるストライク・プライスを用いた評価額と原資産の時価額との差額をいう。
三十五　アウト・オブ・ザ・マネーの額　アウト・オブ・ザ・マネーにおけるストライク・プライスを用いた評価額と原資産の時価額との差額をいう。
三十六　原資産の市場リスク相当額　原資産の時価額に、第二条第六項の表に掲げる区分に応じ、同表に定める率を乗じて得た額をいう。
三十七　ポートフォリオ　一若しくは二以上の取引又は資産の集合体をいう。
三十八　指定国　次に掲げる国（地域を含む。以下同じ。）をいう。
イ　日本国
ロ　アイルランド
ハ　アメリカ合衆国
ニ　イタリア共和国
ホ　オーストラリア連邦
ヘ　オーストリア共和国
ト　オランダ王国
チ　カナダ
リ　グレートブリテン及び北アイルランド連合王国
ヌ　シンガポール共和国
ル　スイス連邦
ヲ　スウェーデン王国
ワ　スペイン
カ　デンマーク王国
ヨ　ドイツ連邦共和国
タ　ニュージーランド
レ　ノルウェー王国
ソ　フィンランド共和国
ツ　フランス共和国
ネ　ベルギー王国
ナ　ポルトガル共和国
ラ　ルクセンブルグ大公国
ム　香港特別行政区
三十九　流動性の高いポートフォリオ　すべての銘柄が指定国の代表的な株価指数の構成銘柄であり、かつ、一の銘柄のロング・ポジション又はショート・ポジションの時価総額が、ポートフォリオのすべてのロング・ポジションの時価額及びすべてのショート・ポジションの時価額の合計額の概ね五パーセントに相当する額を超えないポートフォリオをいう。
四十　金利先渡取引　当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日までの期間に係る国内又は外国において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいう。
四十一　ネット・ポジション　対当する（あるポジションと他のポジションが、相互に他方のポジションから生じ得る損失を減少させる状態にあることをいう。以下同じ。）ポジション同士を相殺した結果として残るポジションをいう。
四十二　政府債　指定国（指定国の中央銀行を含む。）の発行する債券並びに指定国の政府（中央銀行を含む。）が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券をいう。ただし、適格格付業者により適格格付以外の格付が付与されているものを除く。
四十三　バリュー・アット・リスク　ある期間及び危険率を前提として推定した資産価値変動分布において損失額がある値以上となる確率が危険率に等しくなるときの当該値をいう。